<table>
<tr><td>対象となる点検</td><td colspan="2">消防用設備等点検</td><td>機器名称</td><td colspan="2">自動火災報知設備の遠隔点検システム</td></tr>
<tr><td rowspan="3">企業情報</td><td>名称</td><td colspan="4">株式会社 Bit peeps</td></tr>
<tr><td>所在</td><td colspan="4">兵庫県西宮市能登町 12-67-312</td></tr>
<tr><td>担当部署</td><td>代表取締役
如南　友博</td><td>TEL.</td><td colspan="2">0798-20-7904</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>Email</td><td colspan="2">jonan@bitpeeps.co.jp</td></tr>
<tr><td>掲載年月日</td><td colspan="2">2025 年 7 月 7 日</td><td>掲載期限</td><td colspan="2">2031 年 3 月 31 日</td></tr>
<tr><td>本技術を適用できる点検項目</td><td colspan="5">ある</td></tr>
<tr><td>特徴・概要</td><td colspan="5">【特徴】自動火災報知設備等の受信機等の地区表示灯による感知器等の動作確認、警戒区域の確認、通話装置の点検等は、通常２名以上で実施している。本システムを利用することにより、１名で遠隔にて発報状況の確認、通話試験を行うことが可能となる。P 型１級、P 型２級の受信機等が設置可能な規模の防火対象物であれば、1 名での点検が可能となり、点検時の省人化に寄与できる。

【概要】

防火対象物の規模及び設置されている消防用設備等により、本システムによる作業の効率化、省人化の効果には差がある。下図のとおり。</td></tr>
</table>

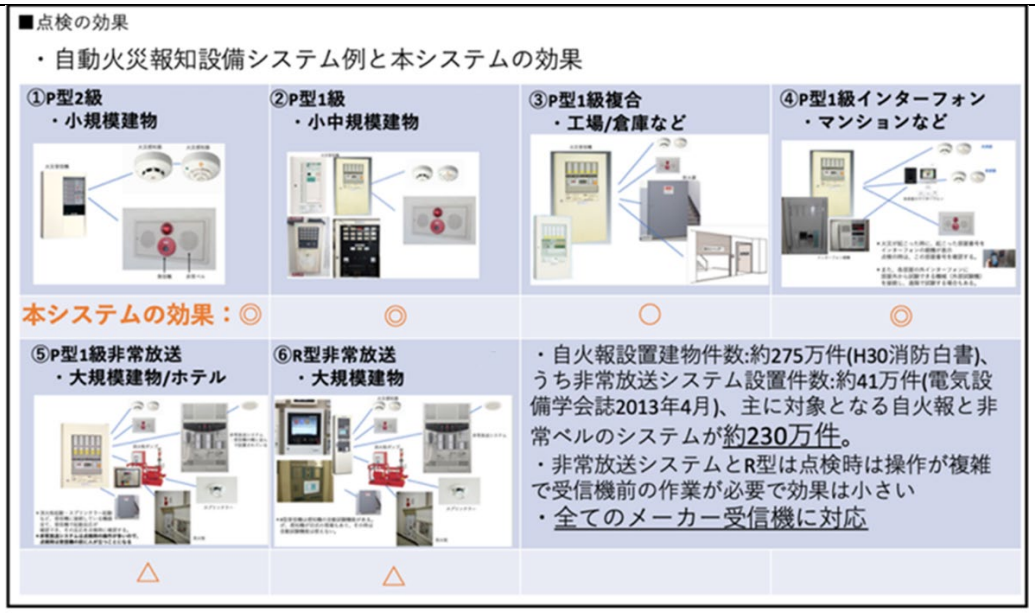

参考として自動火災報知設備の受信機前での作業例を以下に示す。

使用方法・ 適用条件等	【使用方法】 受信機の地区表示灯等が火災信号等の入力に対して正しく点灯することを確認する。 問題がなければ、ICT ユニットを火災受信機本体又はその近傍に設置する。火災地区灯の正面にセンサーを設置、通話試験用ケーブルを接続した後、ICT ユニットを起動する。火災試験等を行い、感知器の動作確認時に本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで受信機の表示確認や送受話器の作動状況を確認する。なお、地区表示灯に設置するセンサーは断線を示す点滅と発報を示す点灯の判別ができないため、点検者の責任において判別する。 設定方法は以下のとおり ① ICT ユニットを火災受信機にマグネットを使用し設置する。 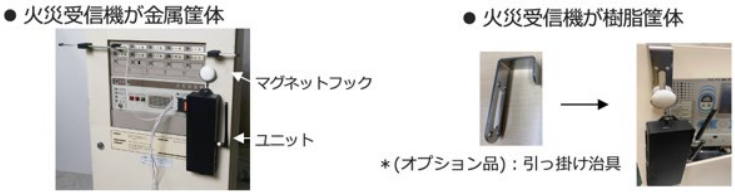 ② センサーモジュールをテープやマグネットの治具を使用して、表示ランプの正面（距離は 1 cm 以内）に来るように設置する。 ③ 通信状態の確認手順は下図のとおり。 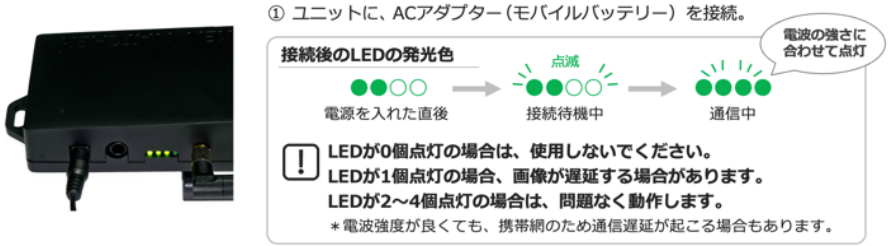 ④ 本システム専用スマートフォン向けアプリケーションは、点検業者用のアカウントで複数人がログイン可能。

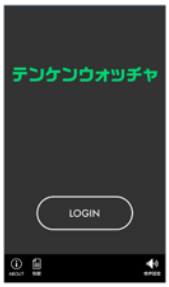

●テンケンウォッチャアプリは、
複数人が同時にログインが可能。

⑤ 火災試験を行うと、各センサーモジュールが地区表示灯の点灯状況をキャッチしてスマホに伝達するので、発報状況をスマホで確認できる。

⑥ 通話試験を実施する場合は、専用通話試験ケーブルを受信機とユニットに接続して点検。

⑦ スマホの表示、通話試験のイメージは下図のとおり。
※受信機は点検モードにしておき、感知器発報後、自動で復旧する。

● 人の声を検知すると、
ピピピと反応音を返す。
● 送受話器の擬似回路を持っており、通話確認が可能。

通話試験は、ケーブル（オプション品）をご利用ください。

その他の機能

カメラの画像をスマホに転送することで受信機の状況を確認できる。	専用の装置を取り付け、スマホから遠隔操作することにより、スイッチを押下できる。
スマホからの操作により、ベルを遠隔で鳴動、停止できる。	状況に合わせた様々な音声通知ができる。
 ※この操作をするためには、受信機の配線をテンケンウォッチャ経由で組込む必要がある。	

【適用条件】

ほぼ全てのメーカーの受信機で使用できる。(別紙のとおり)

通信手段は ICT ユニット、スマホは、LTE 回線で接続している。電波環境が悪いところでは、使用が難しい場合がある。(ICT ユニットは、対策用にオプション品で５ｍの延長アンテナを設置可能)。通信ができない場所では、従前のとおり点検者が点検をする。

【資格要否】

・工事

ベルを遠隔で操作するために、テンケンウォッチャの配線を受信機のベルの配線に一時的に組込む場合は、消防設備士甲種４類が必要。

・消防用設備等点検

点検資格者による点検が必要な防火対象物の場合は、消防設備点検資格者等の資格が必要。

【点検実施に必要な人数】

１人以上

【不具合時のサポート体制】

問い合わせ対応

【機器の校正】

不要

（センサーの校正については、経年劣化を考慮した検知手段をとっており、損傷以外では、

	点検作業に支障がないと考えられる。） ICT ユニットの製品寿命 5 年。他は消耗品のため適宜交換。 【その他】 なお、本製品は上記に掲載した機能以外にも施工等に使用できる機能を有しているが、点検技術評価会議において評価し、カタログ掲載するのは、上記の機能のみである。
技術詳細 URL	テンケンウォッチャ https://bitpeeps.co.jp/tenken-watcher/
その他参考画像等	
更新履歴	

第11　自動火災報知設備

1　一般的留意事項

記載省略

2　機器点検

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th>点検方法</th><th>判定方法（留意事項は※で示す。）</th><th>技術カタログ運用範囲</th></tr>
<tr><td colspan="2">受信機及び中継器</td><td>通話装置</td><td>送受話器の操作により確認する。</td><td>ア　発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。
イ　２以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。
※　Ｔ型発信機を接続する受信機は、２回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるＴ型発信機の話中音が流れること。</td><td>アについては、本システムの通話試験機能により、発信機側からの音声を検知して、可聴領域の反応音を発信機側の送受話器に返すことで同時通話が確認できる。</td></tr>
<tr><td>感知器</td><td>熱感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。）</td><td>スポット型</td><td>(1)　差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式
所定の加熱試験器により確認する。
(2)　定温式（非再用型）
警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第11－1表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。</td><td>ア　確実に作動すること。
イ　警戒区域の表示が適正であること。
ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。
※(ｱ)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
(ｲ)　非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品
と交換すること。
(ｳ)　非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取り
を行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。
第11－1表　感知器の抜き取り数表
<table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1以上10以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11以上50以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51以上100以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101以上</td><td>7</td></tr></table></td><td>イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。</td></tr>
</table>

		分布型	空気管式	(1) 火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（5cc用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ① 検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ② 検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③ 空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2) 作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	ア 確実に作動すること。 イ 作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ 警戒区域の表示が適正であること。 エ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 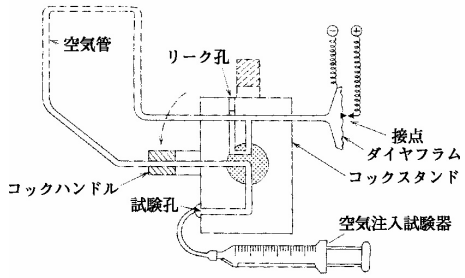 **第11－2図 差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例** ※(ア) 注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムが損傷するので注意すること。 (イ) 注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ) 不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	ウについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
			熱電対式及び熱半導体式	(1) 火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定のメーターリレー試験器により検出部に印加し、確認する。 ① 試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ② ダイヤルを操作し、検出部に徐々	ア 確実に作動すること。 イ 作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ 回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。 エ 警戒区域の表示が適正であること。 オ 確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※ 熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが8m未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。	エについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

				に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2)　回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。		
		感知線型		(1)　感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2)　感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ①　受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ②　回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③　感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	煙感知器（自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報	スポット型		所定の加煙試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。 ※(ｱ)　加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (ｲ)　加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
		分離型		所定の減光フィルターにより確認する。		イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

	知設備に係る煙感知器又は多信号感知器を除く。）				
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る炎感知器を除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る多信号感知器及び複合式感知器を除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯又は点滅すること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	感知器（遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
発　信　機	押しボタン及び送受話器		押しボタン又は送受話器を操作し、確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　受信機の発信機灯及び区域の表示が適正であること。 ウ　主音響装置及び地区音響装置が鳴動するか又は放送設備が正常に警報を発すること。 エ　確認灯のあるものは、確認灯が点灯すること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで受信機の発信機灯及び、発報した警戒区域を表示することで確認できる。

第１１の２　ガス漏れ火災警報設備

１　一般的留意事項

記載省略

２　機器点検

点　検　項　目		点　検　方　法	判　定　方　法（留意事項は※で示す。）	技術カタログ運用範囲
受信機及び中継器	ガス漏れ表示	目視及び次の操作により確認する。 (1)　回線選択スイッチのあるもの ①　切替スイッチを試験側に入れる。 ②　遅延時間を有するものは、１回線ごとにガス漏れ表示を確認の上順次操作する。 ③　自己保持機能を有するものは、１回線ごとに自己保持機能を確認しながら復旧スイッチを操作し、次の回線に移行する。 (2)　回線選択スイッチがないもの 試験スイッチを回線ごとに上記に準じて操作する。	ア　各回線の表示と回線番号が一致すること。 イ　ガス漏れ灯及び警戒区域の表示装置の点灯並びに主音響装置の鳴動が正常であること。 ウ　受信機の遅延時間は、60 秒以内であること。 エ　自己保持機能が正常であること。	アについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した各回線を表示することで確認できる。 イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションでガス漏れ灯や発報した警戒区域の表示をすることで確認できる。

ガス漏れ検知器	作　動　等	(1)　試験用ガスを加える装置（以下「加ガス試験器」という。）の設定後、所定の操作を行い、確認する。 (2)　試験対象個数 ①　検知器を抜き取りで点検する場合は、輪番で、かつ、１回線ごとに設置個数５個あたりについて１個以上となるよう行うこと（端数切り上げ）。 ②　製造者の表示する有効期限を超過したものにあっては、すべて試験を行うこと。	ア　中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置が正常に作動すること。 イ　受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。 ※(ｱ)　試験用ガスは、当該検知対象ガス又はメタン（対空気比重が１未満のガス用）若しくはイソブタン（対空気比重が１を超えるガス用）等を主成分としたものであること。 (ｲ)　濃度は、当該試験用ガスの爆発下限界のおおむね４分の１（温泉の採取のための設備に設ける検知器にあっては、警報設定値（爆発下限界の 10 分の１）の 1.6 倍以下）とすること。 (ｳ)　作動時間の目安 (a)から(d)までにより測定した時間から、次の a 及び b に定める時間を差し引いた時間が 60 秒以内であること。 a 中継器を介する場合は５秒 b (d)の場合は 20 秒 (a)　検知器に確認灯を有するもの 作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (b)　前（a）以外で検知区域警報装置又は中継器の作動確認灯を有するもの 検知区域警報装置の作動又は中継器の作動確認灯の点灯から受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間 (c)　前(a)又は(b)以外で温泉の採取のための設備に設ける検知器 ガスの濃度を指示するための装置が警報設定値に達し、警報を発するまでの時間 (d)　前(a)、(b)及び(c)以外のもの	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td></td>
<td>試験用ガスを加えた後、受信機のガス漏れ灯が点灯するまでの時間
(ｴ)　点検を抜き取りにより行う場合は、第 11 の 2−2 表によるものとし、図面又は点検票等に抜き取りを行った検知器の位置が明示されること。
(ｵ)　抜き取った検知器から不良品が発見された場合は、その回線の全検知器について点検を実施すること。
(ｶ)　裸火等を使用している場所で、加ガス試験器を使用する場合は、裸火等の使用を中止した上で点検を行うこと。

第 11 の 2−2 表　検知器の抜き取り表
<table>
<tr><th>１回線の検知器設置個数</th><th>検知器の抜き取り個数</th></tr>
<tr><td>１～５</td><td>1</td></tr>
<tr><td>６～10</td><td>2</td></tr>
<tr><td>11～15</td><td>3</td></tr>
<tr><td>16～20</td><td>4</td></tr>
<tr><td>21～25</td><td>5</td></tr>
<tr><td>26～30</td><td>6</td></tr>
<tr><td>31 以上</td><td>20%相当数（端数切り上げ）</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

3　総合点検

点　検　項　目	点検方法（留意事項は※で示す。）	判　定　方　法	技術カタログ運用範囲
同　時　作　動	２回線を同時に作動させ確認する。	中継器、ガス漏れ表示灯及び検知区域警報装置の作動が正常であり、受信機のガス漏れ灯、主音響装置の作動及び警戒区域の表示が適正であること。	本システム専用スマートフォン向けアプリケーションでガス漏れ灯や発報した警戒区域の表示することで確認できる。

第31　共同住宅用自動火災報知設備の点検要領

1　一般的留意事項

記載省略

2　機器点検（留意事項は※で示す。）

点検項目		点検方法	判定方法	技術カタログ運用範囲
感知器	☆　熱感知器	所定の加熱試験器又は外部試験器等により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	☆　煙感知器	所定の加煙試験器又は外部試験器等により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　確認灯が正常に点灯すること。 ※（ア）加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 （イ）加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	☆　炎感知器	所定の炎感知器用作動試験器又は外部試験器等により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

☆印の点検は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器等による試験で異常がないことにより替えることができる。

第33　特定小規模施設用自動火災報知設備

1　一般的留意事項

記載省略

2　機器点検

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th>点検方法</th><th>判定方法（留意事項は※で示す。）</th><th>技術カタログ運用範囲</th></tr>
<tr><td>受信機及び中継器</td><td>通話装置</td><td>送受話器の操作により確認する。</td><td>ア　発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。
イ　２以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。
※　Ｔ型発信機を接続する受信機は、２回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるＴ型発信機の話中音が流れること。</td><td>アについては、本システムの通話試験機能により、発信機側からの音声を検知して、可聴領域の反応音を発信機側の送受話器に返すことで同時通話が確認できる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">感知器</td><td>熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）</td><td>スポット型</td><td>(1)　差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式所定の加熱試験器により確認する。
(2)　定温式（非再用型）
警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第33－1表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。</td><td>ア　確実に作動すること。
イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
※(ｱ)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
(ｲ)　非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。
(ｳ)　非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検票等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。
第33－1表　感知器の抜き取り数表
<table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1以上10以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11以上50以下</td><td>2</td></tr></table></td><td>イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。</td></tr>
<tr><td>煙感知器（自動試験</td><td>スポット型</td><td>所定の加煙試験器により確認する。</td><td>ア　確実に作動すること。
イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。</td><td>イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。</td></tr>
</table>

機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）			ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ｱ)　加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。 (ｲ)　加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	
炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）		所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものを除く。）		熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
感知器（遠隔試験機能を有する特定小規模施設用自動火災報知設備に係るものに限る。）		受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

掲載番号：2-1-2

第 35　複合型居住施設用自動火災報知設備

1　一般的留意事項

記載省略

2　機器点検

<table>
<tr><th colspan="3">点　　検　　項　　目</th><th>点　　検　　方　　法</th><th>判　定　方　法　（　留　意　事　項　は　※　で</th><th>技術カタログ運用範囲</th></tr>
<tr><td>受信機及び
中継器</td><td colspan="2">通　話　装　置</td><td>送受話器の操作により確認する。</td><td>ア　発信機等側の送受話器を操作して、受信機側を呼び出し明瞭に同時通話ができること。
イ　２以上の受信機が設けられている場合は、明瞭に相互間の通話ができること。
※　Ｔ型発信機を接続する受信機は、２回線以上が同時に作動したとき、通話すべき発信機を任意に選択することができ、かつ、遮断された回線におけるＴ型発信機の話中音が流れること。</td><td>アについては、本システムの通話試験機能により、発信機側からの音声を検知して、可聴領域の反応音を発信機側の送受話器に返すことで同時通話が確認できる。</td></tr>
<tr><td>感知器</td><td>熱感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの並びに多信号感知器の性能を有するものを除く。）</td><td>スポット型</td><td>(1)　差動式、定温式（再用型）及び熱アナログ式 所定の加熱試験器により確認する。
(2)　定温式（非再用型）
警戒区域ごとに設置されている感知器の数に応じて、第 34－1 表により抜き取り、再用型の感知器の加熱試験に準じて確認する。</td><td>ア　確実に作動すること。
イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。
※(ア)　可燃性ガス等の滞留により引火のおそれがある場所及び高圧受変電室等の感電のおそれのある場所に設けられた感知器を点検するときは、差動スポット試験器又は回路試験用押しボタン等の試験器により行うこと。
（イ）　非再用型感知器は、一度試験を行うと再度使用できないので試験後は新品と交換すること。
（ウ）　非再用型感知器の抜き取りは、輪番で行い、図面又は点検表等に抜き取りを行った感知器の位置を明確にしておく。なお、抜き取りをしたものから不良が発見された場合は、その不良個数分を抽出して実施すること。
第 34－1 表　感知器の抜き取り数表<table><tr><th>感知器の設置個数</th><th>抜き取り数</th></tr><tr><td>1 以上 10 以下</td><td>1</td></tr><tr><td>11 以上 50 以下</td><td>2</td></tr><tr><td>51 以上 100 以下</td><td>4</td></tr><tr><td>101 以上</td><td>7</td></tr></table></td><td>イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。</td></tr>
</table>

		分布型	空気管式	(1)　火災作動試験（空気注入試験） 次により感知器の作動空気圧（空気膨張圧力）に相当する空気量を、空気注入試験器（５cc 用、以下「テストポンプ」という。）によって注入し、確認する。 ①　検出部の試験孔にテストポンプを接続し、試験コック等を作動試験位置に合わせる。 ②　検出部に表示されている空気量を空気管に注入する。 ③　空気を注入してから作動するまでの時間を測定する。 (2)　作動継続試験 火災作動試験により、感知器が作動したときから、復旧するまでの時間を測定し、確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　作動時間及び作動継続時間は、検出部に貼付されている諸元表による範囲内の値であること。 ウ　警戒区域の表示が適正であること。 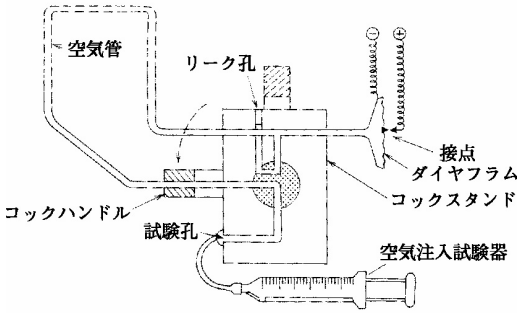 **第 34－2 図　差動式分布型感知器（空気管式）の火災作動試験の例** ※(ア)　注入する空気量は、感知器の感度種別又は空気管長により異なるので所定量以上の空気を注入するとダイヤフラムに損傷を与えるおそれがあるので注意すること。 (イ)　注入した空気がリーク孔を通過しない構造のものにあっては、所定の空気量を注入した直後すみやかに試験コック等を定位置に復帰させること。 (ウ)　不作動又は測定した時間が所定の範囲外の場合若しくは前回の点検時の測定値と大幅に異なる場合は、空気管とコックスタンドの接合部の締付けが確実かどうかを確認のうえ、流通試験及び接点水高試験を行い確認すること。	ウについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
			熱電対式及び	(1)　火災作動試験 次により感知器の作動電圧に相当する電圧を所定の試験器により検出部に印加し、確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　作動したときの電圧が各検出部に表示されている値の範囲内であること。 ウ　回路合成抵抗値が各検出部に表示されている値以下であること。	エについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

			熱半導体式	①　試験器のスイッチを作動試験側に入れ、検出部に接続する。 ②　ダイヤルを操作し、検出部に徐々に電圧を加え、作動したときの作動電圧値を測定する。 (2)　回路合成抵抗試験 試験器により、試験できるものは、プラグを検出部に挿入して所定の操作を行う。その他のものは、熱電対回路を検出部端子から切り離し、確認する。	エ　警戒区域の表示が適正であること。 ※　熱半導体式にあっては、感熱部の取付け面の高さが８ｍ未満のものは、差動式スポット型感知器の加熱試験に準じて試験を行うことができること。	
		感知線型	(1)　感知器の末端に設けた回路試験器を操作し、確認する。 (2)　感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を次により確認する。 ①　受信機の外線をはずし、測定する回路の末端を短絡する。 ②　回路中の終端抵抗等が挿入されているものは、終端抵抗等を短絡する。 ③　感知器回路の配線と感知線の合成抵抗値を回路計で測定する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること。 ウ　回路合成抵抗値が感知器に明示されている値以下であること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	煙感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの並びに多信号感	スポット型	所定の加煙試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。 ウ　確認灯付感知器の場合は、確認灯が正常に点灯すること。 ※(ア)　加煙試験器の発煙材は試験器によって指定されたものを用いること。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
		分離型	所定の減光フィルターにより確認する。		

	知器の性能を有するものを除く。）		（イ）　加煙試験時には取付け面の気流等による影響のないようにすること。	
	炎感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するもの及び多信号感知器の性能を有するものを除く。）	所定の炎感知器用作動試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	多信号感知器及び複合式感知器（自動試験機能又は遠隔試験機能を有するものを除く。）	熱感知器及び煙感知器の点検方法に準じて行う。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。
	感知器（遠隔試験機能を有するも	受信機もしくは中継器の直接操作又は所定の外部試験器により確認する。	ア　確実に作動すること。 イ　警戒区域の表示が適正であること（受信機が設けられる場合に限る。）。	イについては、本システム専用スマートフォン向けアプリケーションで発報した警戒区域を表示することで確認できる。

添付資料

動作確認できた受信機（ニッタン製P型1級）				
型番				確認済み
1PF2	受第2～18号	1999年	終了済み	○
1PF2	受第2～18～1号	2000年	終了済み	○
1PF2-SA	受第4～11号	1999年	終了済み	○
1PF2-VT	受第2～18～2号	1995年	終了済み	○
1PF3	受第9～101号	2014年	2025年3月31日	○
1PF3-SA	受第9～110号	2006年	終了済み	○
1PH0	受第1～28号	2001年	終了済み	○
1PK0	受第8～28号	1998年	終了済み	○
1PK0-220	受第8～28～1号	1998年	終了済み	○
1PM0	受第9～102号	1998年	終了済み	○
1PM1	受第9～102号	2004年	終了済み	○
1PM1-KP	受第9～102～1号	2004年	終了済み	○
1PM2	受第16～2号	2020年	2031年3月31日	○
1PN0	受第12～5号	2006年	終了済み	○
1PN1	受第18～1号	2016年	2027年3月31日	○
1PQ0	受第12～7号	2012年	2023年3月31日	○
1PQ1	受第12～7～3号	2014年	2025年3月31日	○
1PS0	受第23～1号	2015年	2026年3月31日	○

動作確認できた受信機（ニッタン製P型2級）

型番			生産中止	補修用性能部品	確認済み
2PK0	受第9～103号		2005年	終了済み	○
2PF2	受第9～112号		2019年	2030年3月31日	○
2PK1	受第17～1号		現行		○
2P1L-3	受第7～32号		現行		○
2P1LB4	受第15～13号		現行		○

動作確認できた受信機（ホーチキ製P型1級）

検定型式番号	型式名		製造開始年	生産販売	確認済み
	受信盤	複合盤		終了年	
受第54～1～1号	RPF	HAF	1979	1987	○
受第54～1～2号				1988	
受第54～11号				1980	
受第54～1～6号			1980	1986	
受第54～1～7号				1985	
受第54～1～8号				1988	
受第54～1～9号					
受第54～1～10号				1981	
受第54～11～1号				1986	
受第54～11～2号				1986	
受第54～11～4号			1981	1985	
受第54～1～11号				1981	
受第54～1～13号				1985	
受第54～1～14号			1982	1986	
受第54～7号	RPH		1979	1987	○
受第54～7～1号	RPG	（電電仕様）	1979	1982	○
受第54～1～5号	RPF	HAG	1980	1988	○
受第54～11～1号				1986	
受第57～7号	RPI	HAI	1982	1986	○
受第60～25号	RPK	HAK	1985	1987	○
受第60～25～1号				1996	
受第62～27号	RPL	HAL	1987	1991	○
受第1～27号	RPM	HAM	1989	1990	○
受第2～29号			1990	1992	
受第2～29～1号			1991		
受第4～9号			1992	1996※	
受第7～48～1号	RPQ-AAW	HAQ-AAW	1995	1998	○
受第7～48～2号			1996		
受第9～118号	RPQ-ABW	HAQ-ABW	1997	2007	○

受第9～118～1号				1999		
受第11～2号	RPR	HAR		2000	現行品	○
受第11～28号	RIC-AAW			2000	2016	○
受第11～28号	RIC-AAS			2000	2016	○
受第11～43号	RPS			2000	現行品	○
受第19～20号	RPU-AAW	HAU-AAW		2007	現行品	○
受第19～22号	RPU-AAW□Y	HAU-AAW□Y		2007	2014	○
受第26～11号	RPU-ABW□Y	HAU-ABW□Y		2014	現行品	○
受第28～3号	RPV-AAW	HAV-AAW		2016	現行品	○
受第28～7号	RPV-AAW□Y	HAV-AAW□Y		2016	現行品	○
受第60～36号	HGK			1986	1996	○
受第60～37号				1985		
受第63～4号	HGL			1988	1992	○
受第4～8号	HGM			1992	1999※	○
受第7～21号	HGO			1995	1998	○
受第10～31号				1998	1999※	
受第11～1号	HGR			1999	現行品	○
受第11～11号	HGQ			1999	2007	○
受第19～19号	HGU			2007	現行品	○
	HAR				現行品	○
	HAU				現行品	○
	PGU				現行品	○

動作確認できた受信機（ホーチキ製P型2級）

	型番		製造開始年	生産販売終了	確認済み
受第1～21号	RPM		1989	1995	○
受第7～49号	RPP-EAW03,05		1995	1998	○
受第9～121号		HAP-EAW	1998	2016	○
受第9～120号	RPP-EBW01		1998	現行品	○
受第9～119号	RPP-EBW03,05		1998	2006	○
受第18～7号	RPP-ECW03,05		2006	2014	○
受第18～7～1号	RPP-EDW03,05		2006	現行品	○
受第28～4号		HAV-EAW	2016	現行品	○

動作確認できた受信機（能美防災製P型１級）

	型番			販売終了	確認済み
受第3～6号	FAP180A	FCS180A	1998	終了済み	○
受第5～1号	FAPG120	FCSG120	2000	終了済み	○
受第9～13号	FAP129	FCS129	1998	終了済み	○
受第9～12号	FAP128	FCS128	1998	終了済み	○
受第14～10号	FAPJ101	FCSJ101	2004	終了済み	○
受第15～7号	FAPJ101A	FCSJ101A	2004	終了済み	○
受第9～123号	FAP129A	FCS129A	2012	2023年3月31日	○
受第9～123号	FAP129B	－	2012	2023年3月31日	○
受第15～12号	FAPJ102	－	2012	2023年3月31日	○
受第9～122号	FAP128A	FCS128A	2013	2024年3月31日	○
受第9～122～1号	FAP128S	FCS128S	2013	2024年3月31日	○
受第15～7～1号	FAPJ103	FCSJ103	2013	2024年3月31日	○
	FAPJ105N		現行		○
	FCSJ105N		現行	FAPJ105Nと同じ	○
	FAPJ104N		現行		○
	FCSJ104N		現行	FAPJ104Nと同じ	○
	FAPJ105S		現行		○
	FCSJ105S		現行	FAPJ105Sと同じ	○
	FAPJ104S		現行		○
	FCSJ104S		現行	FAPJ104Sと同じ	○

動作確認できた受信機(能美防災製P型2級)

	火災受信機	複合受信機		販売終了	**確認済み**
受第2～14号	FAP228	－	1998	終了済み	○
受第10～29号	FAP232	－	2013	2024年3月31日	○
受第10～29号	FAPJ201	－	2013	2024年3月31日	○
	FAPJ202		現行		○

動作確認できた受信機（パナソニック製P型1級）

型番			機能	確認済み
BV1805～BV1840	P型1級受信機	受第60～40～1号	蓄積機能	○
BV1940～BV1995	P型1級受信機	受第60～40～2号	蓄積機能 非常放送	○
BV1805K～BV1840K BV1805KC～BV1840KC	P型1級受信機 （壁掛型）	受第60～40～2号	蓄積機能 非常放送	○
BVF1640～	フレキシブルP-1シリーズ（自立型）	受第12～1号	逐次鳴動 拡大警報 兼用回線 非常放送 自己診断 蓄積機能	○
BVF1640F	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 40回線自立型	受第12～1号	逐次鳴動 拡大警報 兼用回線 非常放送 自己診断 蓄積機能	○
BVF1525	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 25回線壁掛型	受第12～1号	逐次鳴動 拡大警報 兼用回線 非常放送 自己診断 蓄積機能	○
BVF1840F	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 40回線自立型	受第19～9号		○
BVF1725H	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 25回線壁掛型	受第19～9号		○
BVF1290FK	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 90回線自立型			○
BVF1125HK	フレキシブルP-1シリーズP型1級受信機 25回線壁掛型			○
BVJ1205～BVJ1220	シンプルP-1シリーズ	受第5～3号	非常放送 蓄積機能	○ ○
BVJ1105～BVJ1120	シンプルP-1シリーズ	受第5～3号	蓄積機能	○
BVJ13051	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線埋込型内器	受第10～27号		○
BVJ1305	ンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線露出	受第10～27号		○
BVJ141051	プルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線埋込型	受第15～10号		○
BVJ14105	シンプルP-1シリーズ P型1級受信機 5回線露出型	受第15～10号		○
BVJ14205	1シリーズ P型1級受信機 5回線露出型（複合月	受第15～10号		○
BVE1490F	アドバンスP-1シリーズ P型1級受信機 90回線自立型（自動試験機能付）			○
BVE1310H	1シリーズ P型1級受信機 10回線壁掛型（自動	受第28～5号	現行	○
BVE1505H	アドバンスP-1シリーズ（小型）			○
BVE1625H	アドバンスP-1シリーズ P型1級受信機25回線壁掛型		受第28～5号	○
BVE3510H	アドバンスP-1シリーズ（小型）		受第 2019 ～2号	○
BVE3625H	アドバンスP-1シリーズ		受第28～5号	○

動作確認できた受信機（パナソニック製P型2級）

型番				確認済み
BV12722C～BV12752C	P型2級受信機　2～5回線	受第61～2～1号	プラスチック 蓄積機能 断線検出	○
BV12721～BV12751	P型2級受信機　2～5回線	受第61～2号	蓄積機能	○
BV12721C～BV12751C			断線検出	○
BVJ22031～BVJ22051	シンプルP-2シリーズ P型2級受信機　3～5回線	受第10～26号	逐次鳴動 蓄積機能 断線検出	○
BVJ24131～BVJ24251	シンプルP-2シリーズ P型2級受信機　3～5回線	受第10～26号	逐次鳴動 蓄積機能 断線検出 非常放送対応※ （※オプション	○
BVJ25131	シンプルP-2シリーズ P型2級受信機　3回線	受第24～6号		○
BVJ420503H	P型2級複合受信機 自火報5回線・防排煙3回線	受第28～10号		○
BVJ25151K	P型2級受信機 5回線内器	受第24～6号		○